

令和 9 年度広島県公立学校任期付教諭・臨時的任用教諭候補者
(広島県で新たな教員チャレンジ) 選考試験実施要項

1 趣 旨

広島県内の公立学校において、令和 9 年 4 月以降、欠員補充又は育児休業等を取得する教員の代員として勤務する任期付教諭及び臨時的任用教諭の選考を実施します。

2 任期付教諭・臨時的任用教諭について

- (1) 任期付教諭の任用期間は原則 1 年間としますが、採用した日から 3 年を超えない範囲内において、その任期を更新する場合があります。臨時的任用教諭の任用期間は、原則として、令和 9 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの 6 カ月間ですが、令和 10 年 3 月 31 日まで更新することができます。なお、病気休暇、出産休暇、育児休業等の代員にあつては、当該休暇・休業の申請期間を限度として 1 年を超えない範囲となります。
- (2) 職務内容及び給与については、原則として正規職員と同じ条件で広島県の教員経験を積むことができます。
- (3) 主な任用事由は、次のとおりです。いずれの場合においても、職務内容及び給与は変わりません。

任期付教諭・臨時的任用教諭	
・欠員補充 ・育児休業代員 ・配偶者同行休業代員 ・各種派遣（長期派遣等）代員	・病気休暇代員 ・出産休暇代員 ・介護休暇代員 等

3 選考を行う校種・職種・教科の区分について

校種	職種	教科	名簿登載予定者数
小学校 中学校 特別支援学校	教諭等	【小学校】 全科 【中学校】 国語、社会、数学、 理科、音楽、美術、技 術、家庭、英語 【特別支援学校】 小学部	【小学校】 50 人程度 【中学校】 30 人程度 【特別支援学校】 10 人程度

4 応募資格

これまでに広島県内の県立学校及び広島市を除く市町立学校において教諭等での勤務経験がなく、新たに広島県内での教諭等として勤務することを希望する者で、次の要件を満たす者とします。

- ・受験校種・教科に相当する普通免許状を有する方又は令和 9 年 3 月 31 日までに取得見込みの方。ただし、中学校教諭普通免許状（技術）を有しない方のうち高等学校普通免許状（工業・情報・農業）を有する方（取得見込みの方を含む。）で、中学校教諭（技術）選考試験の受験を希望する場合はあらかじめ広島県教育委員会教職員課（082-513-4924）へ連絡してください。
- ・地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条の欠格事項に該当しない方。
- ・任期付教諭を希望する場合は、昭和 42 年 4 月 2 日以降に生まれた方。
- ・令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（以下、「こども性暴力防止法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者ではない方。

5 申込方法

A 電子申請（インターネット）による出願

希望者は、原則として電子申請により出願してください。ただし、必要に応じて、持参又は郵送による出願を受け付けます。

(1) 出願方法

「電子申請手続きの概要」を確認の上、広島県電子申請システムにより出願してください。

なお、電子申請による出願の場合は、持参又は郵送する書類等はありません。また、適切に申請が完了した場合は、「申込完了」画面に整理番号とパスワードが表示されます。整理番号とパスワードを示したメールが登録したメールアドレスに届きます。このメールは出願したことの証明になりますので、保存しておいてください。

申請後は、電子申請システム上では「処理待ち」の表示が一定期間続きます。

広島県電子申請システム

アドレス https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay.action

(2) 出願期間

令和8年9月30日（水）から令和8年10月27日（火）17時まで

※ 広島県電子申請システムは、システム管理等のため一時的に使用できない場合がありますので注意してください。

(3) 受験票の交付

受験票は、11月上旬に広島県電子申請システムにアップロードします。利用者登録したメールアドレスにアップロードした旨をお伝えするメールを送付します。その後、受験票を広島県電子申請システムからダウンロードし、選考試験の当日に持参してください。11月11日（水）を過ぎてもメールが届かないときは、広島県教育委員会教職員課（082-513-4924）へ連絡してください。

B 持参又は郵送による出願

(1) 出願に必要な書類の請求

出願に必要な書類は、広島県教育委員会のホームページから様式をダウンロードしてください。なお、出願に必要な書類の郵送を希望する場合は、広島県教育委員会事務局管理部教職員課（〒730-8514 広島市中区基町9-42）に連絡の上、封筒の宛名面に「広島県公立学校任期付教諭・臨時的任用教諭候補者（広島県で新たな教員チャレンジ）選考試験受験案内請求」と朱書きし、必ず返信用封筒（角型2号（240mm×332mm）の封筒に270円分の切手を貼り、宛先（郵便番号・住所・氏名）を明記）を同封の上、下記の提出先に郵送し請求してください。

提出先 〒730-8514 広島市中区基町9-42 広島県教育委員会事務局管理部教職員課

(2) 提出書類

提出書類等	留意事項
受験願	ア 黒ボールペンを用いて必要事項を記入すること。 イ 写真（6カ月以内の撮影、サイズ縦4.5cm×横3.5cm、無帽正面上半身、背景無地）を貼ること。 ウ ※欄は記入しないこと。
選考シート	ア 黒ボールペンを用いて必要事項を記入すること。 イ 選考シートの設問内容に沿って記載すること。
長形3号（120mm×235mm）までの 大きさの封筒（受験票用）	ア 送付先の郵便番号、住所、氏名を宛名欄に明記すること。 イ 必ず110円分の切手を貼ること。

※ なお、この受験願をもとに、本選考試験以外の任用についても連絡する場合があります。

6 選考試験

(1) 選考方法

選考シートによる書類選考及び個人面接試験を実施します。

(2) 試験日時

下記のいずれかの日に実施します。発送する受験票にも記載します。

日 時	面接試験場	住所
令和 8 年 11 月 14 日（土）	福山庁舎	福山市三吉町 1 丁目 1-1
令和 8 年 11 月 21 日（土）	広島 YMCA 国際文化センター	広島市中区八丁堀 7-11

7 試験当日の持参物

全員：受験票、筆記用具

8 選考結果通知

選考結果については、令和 8 年 12 月 10 日（木）に本人宛て結果通知書を発送し、採用候補者名簿に登載されたか否かを通知するとともに、広島県教育委員会のホームページに掲載します。

※ 電話・メール等での可否の問合せにはお答えできません。

9 登載者名簿の取扱い

- (1) 選考審査の結果、「登載」と決定した者を令和 9 年度広島県公立学校任期付職員（臨時的任用職員）採用候補者名簿に登載し、採用は当該名簿に登載された者の中からは行います。
- (2) 登載期間は始期を令和 9 年 4 月 1 日からとし、終期を令和 10 年 3 月 31 日とします。
- (3) 育児休業等の取得状況や児童・生徒数の変動等により、名簿登載希望区分どおりに任用されない場合があります。
- (4) 配置校については、希望校種を尊重し、提出書類及び面接での希望を踏まえ決定します。希望どおりの地域で任用されない場合があります。
- (5) 欠員等の状況によっては、合格した者を全て採用できない場合があります。また、教科等によっては、講師（非常勤）として任用を打診する場合があります。
- (6) 受験資格がないことが明らかになった場合は、合格を取り消すこととします。
- (7) 名簿は、公開しないものとします。

10 その他の注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 給与等の勤務条件については、別表 1 のとおりです。
- (3) 採用（任用）地域については、書類選考及び面接試験での意向を参考に決定します。
- (4) 本試験の応募資格が無い者や本試験で募集しない校種、職種及び教科については、広島県教育委員会がホームページに掲載している「臨時的任用教職員等の募集について」を参照し、応募することができます。
- (5) こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本来の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、受験資格の一つとして、特定性犯罪の前科がない（特定性犯罪事実該当者ではない）ことを求めることとしています。このため、採用選考過程に

において、出願時の申請内容等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

- (6) こども性暴力防止法に基づき、名簿登載者は犯罪事実確認の対象となるため、一定の期限までに、こども家庭庁に対して戸籍情報等の提出を行う必要があります。犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合や、戸籍情報等の提出が行われず、法定の期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合には、本来の業務に従事することができないため、名簿登載を取り消します。
- (7) 出願内容及び採用までの手続において、学歴、職歴、資格、賞罰等の重要な経歴の詐称があった場合、採用候補者名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合は、名簿登載を取り消します。

【別表 1】

勤務時間		配置校によって設定	
週休日等	週休日	日曜日、土曜日	
	休日	国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始（12/29～1/3）	
休 暇	年次有給休暇	正規職員に準じて付与	
	特別休暇	正規職員に準じて認められる	
給 与	給料	経験年数等によって決定	
		教育職（教諭、養教等）	262,920 円 ～ 444,990 円
		教育職（助教諭等）	235,305 円 ～ 338,625 円
	給料の調整額（教育職のみ）		特別支援学級等の担当になった場合、級号給に応じて支給
	地域手当		給料、扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて算定
	諸手当		通勤手当、扶養手当、住居手当等を届出により支給
	期末手当、勤勉手当		基準日における任用期間に応じて支給
	支給日	給料及び諸手当	毎月 19 日
		期末手当	6 月、12 月及び 3 月の所定の日
		勤勉手当	6 月及び 12 月の所定の日
	退職手当		在職期間等に応じて支給 （引き続いて在職した期間が 6 月未満の場合は対象外）
	その他		正規職員に適用される条例等の規定を適用
社会保険		公立学校共済組合の短期組合員及び厚生年金の被保険者 ※ 40～64 歳の方は、介護保険の被保険者となる	
雇用保険		無し	
災害補償		公務上及び通勤途上の災害に「地方公務員災害補償法」が適用	
そ の 他		・ 給与から所得税、住民税、共済掛金等を控除して支給 ・ 任用に伴い住居を移転した場合は、赴任旅費を支給 ・ 児童手当（特例給付）は、住所地の市区町村が支給	

※ 令和 8 年 4 月 1 日時点

(参考)

地方公務員法第 16 条（欠格事項）	学校教育法第 9 条
次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。 ①拘禁刑以上の刑に処せられた者 ②教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者 ③教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者 ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者